

平成30年10月30日

◎浜田（英）委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

（9時59分開会）

御報告いたします。明神委員から所用のため午前中の委員会を欠席したい旨の届け出が  
あっております。

また、久保委員から、公務のため本日の委員会を欠席したい旨の届け出があつておりま  
すので、御了承願います。

本日の委員会は10月24日に引き続き、「平成29年度一般会計及び特別会計の決算審査に  
ついて」であります。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りをしてある日程案によりたいと思  
いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎浜田（英）委員長 御異議ないものと認めます。

御報告いたします。24日の委員会において、大野委員から人事委員会事務局に対する御  
質問があり、それに対する資料の提出がありましたので、委員の皆様のお手元に配布して  
ございますので、よろしく申し上げます。

《総務部》

◎浜田（英）委員長 それでは、総務部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と  
あわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

（総括説明）

◎浜田（英）委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈秘書課〉

◎浜田（英）委員長 初めに、秘書課について行います。

（執行部の説明）

◎浜田（英）委員長 質疑を行います。

知事の交際費の内訳はほとんど冠婚葬祭ですか。

◎西森秘書課長 半分ぐらいは慶弔費で、祝い金とか香典、花代でございます。

◎浜田（英）委員長 知事はあちこち行ったときの食事代は全部ポケットマネーで払って  
いるのか。

◎西森秘書課長 祝い金とか、例えば集落活動センターの懇親会費は交際費で出ますけれ  
ども、それ以外の本来プライベートで払うべきものはプライベートでお支払いをしており  
ます。

◎浜田（英）委員長 質疑を終わります。

以上で、秘書課を終わります。

#### 〈政策企画課〉

◎浜田（英）委員長 次に、政策企画課について行います。

（執行部の説明）

◎浜田（英）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 監査委員からの指摘事項で、相当頑張っているところをさらに御指摘いただいたかなという気がしなくてもないと思うんですけど、課題解決先進県ということで相当進んだ課題を抱えていて、どう解決するかということの積極的な提言を行っておられると思うんですけど、昨年度具体的に提言をしてこういうふうに実りましたというものは、どんなものがあるんでしょうか。

◎小笠原政策企画課長 一例を申させていただきますと、一つは少子化対策の関係でございます。知事が全国知事会の少子化対策のプロジェクトチームリーダーでございましたけれども、地域少子化対策の重点推進交付金がございます。平成30年度予算で前年度の5億円ほどから10億円ほどに倍増されたことでありますとか、補正予算もかなりつきまして当初予算と合わせて30億円ほど全国で確保されたといったことがございました。それと、住宅の耐震化につきまして、国が地方自治体が取り組んでいくということを支援するようなメニューが創設されたでありますとか、南海トラフの地震津波観測のシステムを高知沖から日向灘沖に新しい観測システムを設置くださいということを何年にもわたって政策提言をしてきたんですけども、それが今回、国の概算要求に計上されたということで、非常にそういった意味では県民の安全安心にもつながっているといったところでございます。

◎塚地委員 県民の皆さんの暮らしの実態から出てきた市町村の要望なども含めて、どう課題を握っていくかということが大事になってくる事業だと思うんです。県が単独事業でやっている部分、例えば介護などと言うと、中山間地域の介護事業所がない、それをどう改善させるかというような部分も一定やっていると思うんですけど、やはり県の単独事業で先行してやっているものを国の事業にしていくことはすごく大事なことだと思いますので、ぜひそういう県単事業に焦点を当てて、さらに国の制度化に向けて努力していただくということを積極的にやっていただきたいと思っておりますが、そこはいかがでしょうか。

◎小笠原政策企画課長 知事が本年度から全国知事会の社会保障常任委員長になりまして、その中で1番力点を置いて取り組みを進められて、「健康立国宣言」というのを、今年度、全国知事会で決議したんですけども、その中の取り組みとしまして、社会保障に関しまず全国の優良事例、先進的な事例、各地でいろんな取り組みをやられていると思うんですが、それを全国的に横展開をさせていくことによって地方は地方の努力として、持続可能な社会保障制度を構築しようということで取り組みを進めていこうとしています。かなり

数多い、約20ぐらいのワーキンググループを知事会で立ち上げようとしているんですけども、その中で高知県は中山間地域が多く、また高齢化が全国の中でも進展しているわけでございますけれども、本県も含めた優良事例をほかの県にも広げていくことによりまして、そうしますと国も1地方、1単独の県の取り組みではなくなってくるわけで、それが広がっていくと制度化にも今後結びついていくといったことも狙いとしまして、今一生懸命取り組みを進めているところでございます。

◎土居委員 ふるさと納税なんですけれども、これは、若干停滞というか、減少ぎみと捉えていいんでしょうか。

◎小笠原政策企画課長 前年度と比べますと、平成29年度は件数的にも金額的にも少し下がったところでございます。全国で競争が激しくなってきたといったことがございまして、我々としてもそこを何とかというところで、本年度は二つほど工夫をいたしました。一つは、ふるさと納税のポータルサイトがございまして、楽天でありますとかさとふるでありますとか、そういったところを去年までは一つだけのサイトだったんですけども、ことしから三つのサイトに載せるようにいたしました。もう一つは返礼品のバリエーションを増しまして、昨年度50ぐらいだったんですけども、ことしは100を超える品をそろえております。例えば、地域アクションプランで地域の方々が新しく開発された商品載せる、あるいはアンテナショップで人気のある商品載せたり、そういった工夫もしているところです。加えまして、ことしは災害、西日本豪雨がございまして、インターネットホームページの災害専用サイトがあるんですけども、そちらのほうにも1,000万円を超える、2,000万円弱の寄附をいただいたということで、今年度は金額も件数も前年度よりは大きく伸びてきているところでございます。

◎土居委員 ぜひ巻き返しを図っていただきたいと思います。あと、先ほどおっしゃられた記念品のバリエーションということで、最近品物じゃなくていろんな行政サービス、過疎地における空き家のチェックであるとか、墓所の管理であるとか、いろんなやり方をしているんですけど、全国的に記念品についての問題点等も国のほうで指摘もされている中で、可能な限り地域の、特に中山間地域等をいかにしていくかという高知県の課題もありますので、いろんな視点からその辺の工夫をしていただけたらと思いますので、意見として申し上げたいと思います。

◎金岡委員 歳出決算における委託料調べの中の記念品配送等委託料は、委託先と随意契約を結んでるところが2件になっておりますが、これはどういうことでしょうか。

◎小笠原政策企画課長 一つは、前年度から債務負担行為を組んでおりまして、その現年化の分がこの15万8,000円の分でございます。毎年契約を6月から翌年の6月まで結んでおりまして、ふるさと納税をいただく時期は11月、12月が非常に多いんです。その実績を踏まえて当初予算化するという関係でございまして、年度の区切りの関係という形でこうい

うふうになっております。

◎**金岡委員** もう一点、寄附情報管理システム保守委託料は73万5,000円の予算に対して、決算額34万5,600円、不用額が38万9,400円になっていますが、これは何か削減できた要因があったんですか。

◎**小笠原政策企画課長** ふるさと納税で御寄附いただいた件数が見込みを下回ったということでございますので、ちょっと安くなってきているところではございます。

◎**金岡委員** 前年度よりも極端に減ったというふうに考えてよろしいですか。

◎**小笠原政策企画課長** 件数、金額とも、3割4割減ったところではございます。

◎**浜田（英）委員長** 質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

#### 〈広報広聴課〉

◎**浜田（英）委員長** 次に、広報広聴課について行います。

（執行部の説明）

◎**浜田（英）委員長** 質疑を行います。

◎**浜田（豪）委員** 出納員への現金引き継ぎのことなんですけれど、出納員と現金取扱員の役割の違いは。

◎**信吉広報広聴課長** 当課の現金収納は、県民室にコピー機を置いてありまして、県民の方にいろんな資料のコピーをしていただくということになっております。1枚10円でやっております、コインを入れていただきますと、レシートは出ますけれども、どうしても領収書が欲しいという方がいらっしゃいます。その方の分の現金をコインラックから抜くという作業があります。そのような作業を現金取扱員がしまして、それを持って課に戻り出納員に引き継いで、出納員は金融機関に払い込みをするということが本来の流れです。今回、出納員が不在の時には現金取扱員が金融機関へ払い込みをするということではできるようになっておりますが、課に出納員がいるときも現金取扱員が金融機関に払い込みするということが当課では慣例になっておりまして、会計規則で決められた収納の流れを会計規則に沿ってではなく、そういった形で形骸化していたようなことでした。

◎**浜田（豪）委員** 課の中に現金取扱員と出納員という方がそれぞれいるということでしょうか。

◎**信吉広報広聴課長** 出納員は課長補佐が充て職になっておりまして、現金取扱員は当課職員全員が任命を受けております。

◎**浜田（豪）委員** 今回失念して金庫に保管していた金額はどれぐらいなんですか。

◎**信吉広報広聴課長** 2,210円です。

◎**浜田（豪）委員** これを見ると10月19日が木曜日で払い込んだのが月曜日ということで、金曜日で月曜日だったらわかるんですけども、1日金曜日を挟んであったという、金曜

日は祝日ですか。

◎信吉広報広聴課長 祝日ではなかったと思います。金融機関が3時以降閉まりますので、そのときに受領したものは翌日に払い込むということは認められておりますが、これは明らかに失念していたということです。金庫の中では保管をしていました。

◎浜田（豪）委員 これは額も少ないですし、本当にうっかりということは想像できますが、とにかくそういったことがありますと、例えばちょっと何か買い物でもあって使って戻せばいいというふうに、そんなことをしているのではないかと、県民の方に思われること自体が、一番いけないことだと思うので、これからも規則は厳密にやっていただきたいと思います。

◎信吉広報広聴課長 1枚10円ということで少額ではありますが、不正を生みかねない環境であったということは猛省しております。監査委員からも、会計規則に従って業務を行うことは、公務員としての立場を守ることにもつながるので、そのような認識を持ってこれから業務を行うようにという重い言葉もいただいておりますので、改めてそのような意識を持って取り組んでいきたいと思っております。

◎浜田（豪）委員 きちんとすることによって県民からも思われないということが最も大切でありますし、そのことによって県の職員の方々も本当にしっかりと仕事ができると思いますので、よろしくお願いします。

◎塚地委員 現金取扱員は委託されている方ではなくて、県の職員ということですか。

◎信吉広報広聴課長 県職員です。

◎塚地委員 現金の取り扱いもそうなんですけれど、訂正の仕方ですね。これは会計帳簿上の基本で、ページを変えるということができたなら、それは幾らでもいろんな不正ができるという、こういうことが起きるということが、ちょっと信じがたいところがあるんですけれど。

◎信吉広報広聴課長 当課は新採職員や経験の浅い職員が多い課でございます。私たちの時代は帳簿をつけることは業務の中で普通にやっておりましたが、今は電算になって帳簿をつけるということがないです。自分たちのときは、帳簿の書き直しは絶対だめと、訂正するときは二重線を引いて訂正印を押してというのは当たり前身に付いてましたけれども、今は帳簿がないという時代になっておりますので、そのような意識が職員にもとれない。それを指導するのが私たちの役目ですので、職員の育成のためにチーフ以上、決裁ルートにある者は、そういうことを肝に銘じてやっていきたいと思っております。

◎塚地委員 今のお話だとネット処理が多くなって、帳簿会計をやったことがない職員がふえていると。部長、今後の対応はどのようにお考えですか。

◎君塚総務部長 規則に沿って適切な事務を行うことが大事だと思っておりますので、研修などでしっかりやっていきます。あと、電算でいいところはシステム上でおかしな答え

をやったらストップがかかるとか、システム上で後から改ざんとか不適切な修正ができないようにするとか、そのような技術的なものはあるかと思しますので、ソフト面での研修とシステム面でのストップ、こういったものを使って適正な処理ができるように取り組んでまいりたいと思います。

◎土居委員 委託料調べですけれども、県ホームページ運用保守等委託料にありますサイトブリッジ株式会社へのプロポーザルでの随意契約で、括弧の4,203万8,000円は平成25年度から平成30年度までの合計の委託金額ということでしょうか。

◎信吉広報広聴課長 そういうことです。

◎土居委員 平成29年度、二つの随意契約を合わせたら449万7,768円になりますが、これが平成29年度の決算額で、平成25年度から平成30年度までの6年で6掛けても、2,700万円ぐらいになるんです。当初の契約金額の4,200万円とは1,500万円ぐらいの差があるんですけど、これはどんなところに使われているんですか。

◎信吉広報広聴課長 この括弧の4,200万円の金額は平成26年度にホームページを大改修したときの初期投資の額になります。

◎塚地委員 知事への手紙を出された方への御返事は課長名で御返事が来る分があるのではないですか。

◎信吉広報広聴課長 お礼だけで参考にさせていただきますというものもありますけれども、すぐにはお答えできなくて、所管するところにきちんと説明をさせますということでも私の名前で御返事を書かせていただいています。少しお待ちくださいというような内容にもなっております。

◎塚地委員 そのさび分けはどんな形ですか。

◎信吉広報広聴課長 基本的にいただいたお手紙はお答えをするという意識でやっております。ただ匿名の方もいらっしゃる、そういった方については御返事のしようがないというところもありますので、そこにはお答えはせずに、内容を見て緊急性のあるものは早くお返しをするということで、一つ一つはきちんと吟味をしております。

◎塚地委員 その部分でなくて、要するに、どこまで知事に見せて、知事からの直接の返事が来るという形なのか。それとも、課長の段階で各課に振り分けて、課長名で御返事が来るという形なのか。そのさび分けはどんなふうにされてますか。

◎信吉広報広聴課長 知事の手紙については、まず秘書課を通りますので、秘書課でさび分けをするようになっています。

◎塚地委員 秘書課の段階で知事名での返事と広報広聴課長名での御返事というのをわけておられると。

◎西森秘書課長 原課とやりとりをさせていただいて、手紙を送ってくれた方が参考に送りますと、こういう意見ですというような場合は、ありがとうございますと、担当課に

伝えますということなんですけれども、具体的な御提言とか、例えばこういうことじゃだめなのではないかという場合は、原課と相談した上で答えを返すということになります。知事と副知事にはその都度見せる時間がないものですから、まとめてこのような手紙が来てますというのは見せるようにしていますし、ちょっと時間がかかりそうだとか、大きな課題については原課と秘書課で相談して、知事のほうには上げて出すという作業はしております。

◎塚地委員 県民の皆さんからすると知事への手紙ということになると、知事に読んでもらえるものだという意識があって、そこに出したのに課長名で御返事がきましたという、何かそこに気持ちのずれができて、余計ややこしくなっているというところがちょっとあって、そこは何か工夫しないと、かえって知事への手紙なのに全然見てもらっていないのではないかという不信感が出てきて、知事への手紙という命名がいいのかどうかというところが、実質的には秘書課への手紙になっているわけなので、ネーミングとか返事の仕方とか考えないといけないのではないかなという気はするんですけど。

◎西森秘書課長 手紙の趣旨が、県政に対する御意見を収集すると、こういう手段を使っているものですから、名前は知事への手紙ということなんですけれども、幅広い方から御意見を頂戴するという趣旨でございます。ただ、送っていただく方は知事に直接届いているのではないかというようなこともあると思いますので、広報広聴課とも相談をしたいと思います。

◎塚地委員 やはりネーミングと実態が合わないと問題が出てくるのではないかということで、検討していただいたらどうかなと思います。

◎信吉広報広聴課長 秘書課と広報広聴課で適切な表現でお返しできるように検討したいと思います。

◎浜田（英）委員長 県政記者室の非常用電源のコンセントは何口増設したんですか。わからなければ後で結構ですけど、かなり記者の机が並んでいますので、それぞれ机一つずつなのか、あるいは三つに一つ、結構の数やったのではないかと思いますけれども、県政記者室、報道各局から負担金はもらっていないんですか。

◎信吉広報広聴課長 負担金はもらっております。予算は64万円ぐらいでしたけれども、結果的にはかなり下がりまして、執行額は23万4,360円になっています。口数はまた後ほど報告します。

◎浜田（英）委員長 23万何がしを負担していただいて、合計が64万円ということになったということですか。

◎信吉広報広聴課長 23万5,000円弱の金額で、全部工事が済んだということです。分電盤とか配線ルートを経費に入れておりましたが既存のものを使用できたため、その部分がコストカットになったということです。

◎浜田（英）委員長 質疑を終わります。

以上で、広報広聴課を終わります。

#### 〈文書情報課〉

◎浜田（英）委員長 次に、文書情報課について行います。

（執行部の説明）

◎浜田（英）委員長 質疑を行います。

◎上田（周）副委員長 公文書館ですが、平成32年度を目指してというお話がありました。今後のスケジュールと事業費はおおむねどれくらいですか。

◎徳橋文書情報課長 スケジュールでございますが、現在、改修工事の入札公告をしておるところでございます。11月上旬に電子入札をさせていただくことにしております。本年12月から着手ということで、工期10月を見込んでおります。来年の9月末に完了させるという計画をしております。ただ、入札のこともございますし、工事の進捗のこともございますので、目指すは平成32年4月1日ということで頑張っていきたいと思っております。その他さまざまな要因でどうしてもということもございますので、工事の進捗等を見きわめた段階で開館の具体的な日は判断をしていきたいと思っております。それから、工事の経費でございますが、基本的には耐震のための工事とバリアフリーのための工事と考えておまして、おおよそ8億円から9億円の事業費ということで設計を組んでおるところでございます。

◎上田（周）副委員長 課長も一緒に総務委員会で沖縄県の公文書館へ行ってきましたが、ハード面もさることながらソフト面ですよね。沖縄県では文書を廃棄するかしないか、そのさび分けを専門知識のある県職員OBの方を含めて協議会をつくって対応しているということですが、実際見せていただいたら、相当県関係、補助金関係文書が多かったと思います。そのあたり含めて、これから開館に向けてソフト面についてお聞かせいただきたい。

◎徳橋文書情報課長 公文書館に移管をいたします歴史的に重要な価値を持った公文書の選別につきましては、現在、公文書の管理に関する検討委員会を立ち上げまして、検討しております。その中で、選別の基準につきましても御議論をいただいて、さまざまな知見を頂戴したところがございます。その知見をもとに選別基準の案という段階でございますけれども、それを活用して10月から知事部局、行政委員会を含めて公文書館に移管するものの選別を開始いたしました。本年度内には選別を終えて、来年の前半部分で私どものほうでさらにチェックをかけると、それから、公文書管理条例につきましては、第三者委員会も設けるべきという御意見も賜っておりますので、我々がチェックしたものをさらに第三者機関でチェックをしていただいて、その上で公文書館に移管をするという作業をことしの後半と来年度の前半部分にかけて取り組みをしたいというふうに考えておるところでございます。



◎上田（周）副委員長 相当な事前準備をされるということでお聞きしましたが、沖縄県は指定管理者に委託していますよね。本県の場合は直営にするのか、指定管理にするのか、選択肢はあろうかと思いますが、そのあたり含めてどのような方向で行うのか。

◎徳橋文書情報課長 全国の都道府県を見てみますと、沖縄県以外は直営ということをやっています。私どもも公文書になじみの深い職員が対応をすべきではないかということで、直営でスタートをさせていただきたいと思っています。ただ、指定管理につきましては、受け皿があるかどうかという問題もございしますので、長期のスパンで検討すべき課題ではないかと思っております。

◎池脇委員 国のほうで公文書の改ざんというようなこともあり、国会でも取り上げられた経緯もございします。国立公文書館というのは、行政府との関係性、位置づけは独立したもののなかを教えていただきたい。

◎徳橋文書情報課長 国立公文書館は、国の行政機関という位置づけではなくて、独立行政法人という形で存在しております。政府から独立した立場で物が申せるという立場であらうかと思っています。内閣総理大臣の権限と公文書館の権能をうまくミックスをしてやられておるかと思えますけれども、国と高知県は組織が違ってございしますので、国と同じような形の公文書館というわけにはいかない、なかなか難しいかとは思いますが、その趣旨を生かして、公文書管理条例にもきちんと位置づけをして、完全な独立ではございませぬけれど、一定独立した立場で県の機関全体を指導助言するという公文書館を目指していきたいと思っております。

◎池脇委員 それは高知県の方向性ということもあろうかと思いますが、全国的に地方行政における公文書館の位置づけはどのような形になっているんですか。先ほど半独立のような位置づけを検討されているということでしたが、これは高知県だけの方向性なのか、全国的にそのような方向性が出てきているのか。

◎徳橋文書情報課長 公文書館を整備するというところで、あわせて、公文書館の権能も含めた公文書管理条例、これはまだ仮称でございませぬけれども、条例を制定する方向で検討しておりまして、公文書館と条例がセットになった県というのは数が少なく、知事部局あるいは教育委員会の出先機関の位置づけというところが大半でございまして、香川県は公文書館と条例をセットでやっておりますが、そういった形の県は少数派でございませぬけれども、そちらのほう望ましいということで、本県も公文書館と条例をセットで対応したいと考えております。

◎池脇委員 非常にそれは重要なことだと思います。今後の公文書館のあり方を考えたときに、その方向性は大変大事な視点だと思いますので、ぜひその方向性で進めていただきたいと思っております。

◎浜田（英）委員長 株式会社日東商事に3年間のプロポーザルで2,000万円というお金を

払って公文書の保存管理をやっていただいていますけれども、基本的にはこの中に守秘義務に当たるような部分を求めるということはないですか。

◎徳橋文書情報課長 当然ながら公文書を扱いますので、公文書の中には個人情報が含まれておりますので、守秘義務は課しています。

◎浜田（英）委員長 それは日東商事とそういう契約をきちんと交わした上で、そのような専門家もおいでということによってやっていただいていると。

◎徳橋文書情報課長 公文書に関する専門家というのはなかなか国内探しても実際のところいないという状況でございまして、ただ、業者として守るべきことということで、個人情報あるいは事業者の情報などを記載した公文書もございまして、そこはしっかりと守秘義務を守っていただくということでお話はさせていただいていますし、委託の文書にも記載をさせていただいているところでございます。

◎浜田（英）委員長 プロポーザルのときに、何者か参加があったんですか。

◎徳橋文書情報課長 実は、ことしが最終年度でございまして、ことし新たなプロポーザルを実施しなければいけない年でございます。従前プロポーザルの参加事業者が少なくなってきておりますので、広報広聴課と連携をして掘り起こしということで対応してきております。来月にプロポーザルの説明会を実施いたしますけれども、7者から手を挙げていただいておりますし、十分に説明を尽くしてプロポーザルにも参加していただけるように対応してまいりたいと考えております。競争性を確保するという観点で、複数の業者に御参加いただくというのが、非常に重要なポイントだと思いますので、そこはしっかりとやっていきたいと考えております。

◎大野委員 文書情報費に基本設計と実施設計の委託料がありますけれども、これは公文書館の分ですよね。

◎徳橋文書情報課長 そうでございます。

◎大野委員 これは指名競争入札になっているんですが、プロポーザルでなく、入札ということになったら特徴的なものがなかなか反映されにくいかなと思うんですが、これは県内業者ですか。

◎徳橋文書情報課長 委託業務で指名をさせていただいた業者は全て県内の業者でございます。既存の建物改修ということで、委託業者の創意工夫が働くという部分はなかなかございませんので、通常の指名競争入札で対応させていただいているところでございます。

◎大野委員 特徴的な提案は今のところないんですよね。建物改修という面だけですよ。

◎徳橋文書情報課長 耐震の工事、バリアフリーの工事をすることによって、県側が基本的な方向性を示して、その中で設計をしていただくということによってございまして、なかなかプロポーザルにはそぐわないということです。

◎金岡委員 指名競争入札ということですが、何者ぐらいですか。

◎徳橋文書情報課長 建築が8者指名をさせていただきましたけど、うち2者が辞退をされたということで、6者での競争入札でございます。電気機械のほうも同じく8者指名で、うち1者辞退されましたので、7者の競争入札になってございます。

◎塚地委員 図面を見させていただくと、まんがコーナーみたいなのもつくられていて、県民の皆さんに利用していただきたいという思いのあらわれかなと思ったりするんですけど、この間、沖縄県でも勉強させていただいて、公文書というものの意義は何かと、その役割は何か、啓発機能を持つということが公文書館にすごく大事な役割なんだということを改めて勉強させていただいて、そういう機能を持っていく、充実させるということが、公文書館の本来の仕事じゃないかと思うんですけど、そこらあたりはまんがコーナーが入ったりしてスペースの割合としてそういうことがきちんとできていける状態、建物としてどうなのか、体制としてどうなのか、そこはいかがでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 建物全ての部分が公文書館でございます、そのうち、当面、公文書も一遍に満杯ということには当然なってございませんで、その間は、有効活用をしていただくということで、まんがを初め幾つかの機能を公文書館のスペースをお貸しして対応していただくということで、あくまでも、お貸しをするということでございますので、公文書館本来の役割に支障が生じるようであれば、その許可は出せないということで、そこは、かなり将来的なことになろうかと思っておりますけれど、見きわめて対応していく必要があるかと思っております。なお、公文書とは何か、本来の役割ということで、県議会からも御意見を賜って今の形になってございますけれども、展示コーナーにしても、県民の方に利用していただくというのが一番大事なことでございますので、そこはしっかりと普及啓発をしていきたい。それから、実際にこられた県民の方にきちんと御案内を差し上げる、その機能を充実させて、県民のための公文書館ということで、これから整備を進めてまいりたいと思っております。

◎池脇委員 関連で。公文書館ができるということも、県民の皆さんに余り知られていない。当面は課長おっしゃられたみたいに子供図書館とか、まんが甲子園関係の展示で県民市民の方がそれを見にこられて、公文書館はここにあるんだということで関心を持っていただいて、広く県民に周知をしていただくということであろうと理解しておりますので、そのような面も含めて、そこに入っている団体の皆さん方にも、そういう部分での周知をやっていただくように協力を願うということも大切だと思っておりますので、協議もしていただきたいと思っております。

◎浜田（英）委員長 質疑を終わります。

以上で、文書情報課を終わります。

#### 〈法務課〉

◎浜田（英）委員長 次に、法務課について行います。

(執行部の説明)

◎浜田(英)委員長 質疑を行います。

顧問弁護士にお願いする費用はこの中に入っているんですか。

◎楠瀬法務課長 法律相談という形で280万円入っております。4名になってはいますが、下元弁護士と行田弁護士につきましては年間90万円、あとの2人につきましては50万円という形でやっております。

◎大野委員 行政不服審査委員会に上がった3件はどのような案件でしょうか。

◎楠瀬法務課長 税の関係、生活保護の関係、特別児童扶養手当の関係でございます。

◎大野委員 1件答申がなかったというのは何か理由があるんですか。

◎楠瀬法務課長 年度をまたいだということですので、3件とも答申していただいています。

◎浜田(英)委員長 質疑を終わります。

以上で、法務課を終わります。

#### 〈行政管理課〉

◎上田(周)副委員長 次に、行政管理課について行います。

(執行部の説明)

◎上田(周)副委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 監査の交通事故の指摘で、なぜ事故が起きるのかというところの分析をしつかりすべきで、措置計画は例年やっていることを書かれているわけで、やっているにもかかわらず事故が高どまりしているところをきちんと分析をしていくことを指摘していると思うんです。それに対する答えにはちょっとなっていないような気がします。この点はどういうふうに感じられていますか。

◎平井行政管理課長 委員御指摘のとおりだと思います。なかなか高どまりで減っていないところがございます。原因を分析しますと、少し目立つのが駐車場ですとかそういったところで軽微な、本当にちょっと注意をすれば防げたような事故というものが散見される場所がございます。職員も事故を起こしたいということはないということでございますので、そこは当然ながら気をつけていただくと。それと注意を促して減していくことで、そういった不注意が大きな事故につながらないように取り組んでまいりたいということでございまして、先ほど申し上げたとおり、各地域で、車を使った講習など、内容にも工夫も加えたりしながらやっておるところです。それと、今回御指摘いただきました車自体にそういった装置を入れることも検討できないかということでございますので、そういった面もあわせて今回検討したいということで、真摯に受けとめて対応させていただきたいと考えております。

◎池脇委員 だからそこなんです。どういう事故が多いのかということもきちんと数値

に出して、その事故にはどのような対応をすれば事故は減らせるのかということなんです。課長がおっしゃったみたいに非常に駐車場で事故が多いということで見れば、今、自動ブレーキがきく、アクセルとハンドルの踏み間違いがないようにできるという車が出ているわけですよ。もう少し、そのような車の購入ということも積極的な表現で書かれるべきだろうと思うんです。ところがこの表現が、導入に要する費用やその効果等を踏まえてと、まだここでもそういうことをちゅうちょした形でやっているのかという、ここに危機管理意識がないんですよ。自動車会社では費用の問題とか効果の問題はもう実証済みですから、いかに県庁で起きている事故の種類をしっかりと把握して、一つずつこういう事故はどうしたらなくしていけるのかという手を打っていかないと、今までやっているように意識の啓発とかいうことでは減らないわけですから、具体的な手をしっかりと打っていくことが大事だと思います。お金もかかるとは思いますけれども、運転ミスをなくすために車がそれをとめてくれるのであれば、そのような車の購入は積極的に図っていくという意思表示がここにはないといけない。部長、どうですか。

◎君塚総務部長 おっしゃるとおりだと思います。技術で防げるものは技術で防げるようにするというのはあると思いますので、あとは今も申し上げたとおり、駐車場の事故とかでありますので、正直、設備を入れてもそこまで効果はないと思ってます。ただ一方で、今フルスペックで安全設備とか各社出していますけれども、あれをやってしまうと職員が運転するものにそこまで税金を投入するのかという御意見もありますので、そのバランスも踏まえてこのような書き方にさせていただいたんですが、委員の御指摘もおっしゃるとおりだと思っておりまして、必要なものは入れていく、入れたものを用意していく、こういったことを基本路線として考えていきたいと思っています。

◎池脇委員 自損事故とそうでない事故もあるわけですよ。だから、県民の皆さんに事故を通して迷惑をかけることもあるわけでしょう。自損ならまだいいわけですけどね。そういうことも考えたら、やはり機能は機能で絞られて、そのような車両の購入は積極的に今後図っていくべきだと思いますので、ぜひ前向きに検討して、来年度はこのようなことは書かれない、指摘をされないように頑張っていたいただきたいと思います。

◎平井行政管理課長 委員の御指摘を踏まえまして、真摯に対応してまいりたいと思います。

◎上田（周）委員長 全体の時間外ですが、年度によって特殊な行事とかあろうかと思いますが、働き方改革もいろいろ叫ばれている中で増減というのはどんな感じなんですか。

◎平井行政管理課長 時間外でございますが、こちらと同じく高どまりになっております。ただ昨年度は平成28年度と比べまして、やや減という形にはなっております。平成29年度で言いますと、新しくスポーツ課が所管の移動もございまして、人数的には少しふえたというところもございまして。スポーツ課を除きますと3.6%の減ですし、スポーツ課を入れま

しても1.1%の減というところがございますので、平成29年度につきましては、平成28年度からは減という状態ではございます。ただ若干高いのは、御指摘のとおりでございますので、対策を打っていくということでございます。

◎塚地委員 監査委員の指摘の中で、時間外が結構高どまりだと。高どまりで時間外を少なくしなさいとひたすら言っているんだけど、それだけでは職員の皆さんの負担感も多くなり過ぎるのではないかということで、職場でのさまざまな効果的な運用、人的な運用と言えいいんですか、もっと検討してやったらどうですかというような御提案も監査委員の中であって、人事課のほうかもしれないんですけど、どちらで聞いていいものかなということがあって、そこはどうですか。

◎平井行政管理課長 人事課の分もあるんですけども、当課でいきますと組織定数というところで、いわゆる職員の座る椅子の席の整理をするということがございます。年度当初では、こういった業務量がことし一年あるのではないかとこのところでスタートをしますけれども、実際にはなかなかいろんなことが起こったり、また、当然年度途中で少し終息していく業務もございます。今も毎月、時間外の状況等も当課で把握しながら庁内でも共有しまして、どこにそういった時間外が発生する状況が生じているかということで、例えば負担がないようにするためにやり方ですとか、もし必要であればそこに人員を投入していくとか、そういったやり方をしたいということになるかと思えます。平成29年度で申しますと、時間外の状況を踏まえまして、財政課と観光政策課に時間外が少し多いということで人員を投入して、負担を軽減するといったやり方をさせていただいたという実績がございます。

◎塚地委員 ぜひそこは現場の声も聞いていただいて、必要配置ということが重要になると思うので、よろしく願いいたします。

◎上田（周）副委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。ここで一旦休憩します。再開は午後1時といたします。

（昼食のため休憩 11時47分～12時58分）

◎上田（周）副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈人事課〉

◎上田（周）副委員長 次に、人事課について行います。

（執行部の説明）

◎上田（周）副委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 監査委員の指摘についてですが、ここで獣医師につきましては採用試験の合

格者全員が辞退したためということですが、辞退の原因はわかっているんですか。

◎**笹岡人事課長** 辞退の申し出があった時に確認する中で、高知県だけ受けられているというわけではない方が結構県外の方もいらっしやいまして、他県に就職が決まったのでそちらのほうに行きたいといったことが主な要因でございます。

◎**金岡委員** 他県との差というものはどのようなものですか。

◎**笹岡人事課長** 勤務条件で言いますと、今の高知県では獣医師の初任給の調整手当がございまして、昨年度までの時点では通常の給料に毎月数万円上乘せする形で、15年かけて徐々に減らしていくような形があるんですけども、それにつきましてはトップクラスの額の措置をしております。そういった勤務条件面でいろいろ優遇措置をしているんですけども、かけ持ちで受けられている方の中で、やはり自分にとっては出身地あるいはより身近な県で就職したいといったことでそちらを選んだと聞いております。

◎**金岡委員** 高知県の出身者は余りいなかったということなんでしょうか。

◎**笹岡人事課長** 昨年はいなかったということです。

◎**金岡委員** それ以外の職種は退職者を上回る人数を採用できていると書かれておりますけれども、前段で応募自体が少ないということの原因はどういうものが考えられるんでしょうか。

◎**笹岡人事課長** 獣医師になられる方は公務職場での公衆衛生の関係の仕事よりも、小動物関係、犬とかペットとか、そういったものの診療をしていきたいという希望が多いというふうに考えております。ただそういった中でも、担当部局では、公務職場で働く魅力、家畜衛生とかあるいは食肉の検査とか、そういったもののやりがい、公に役立つ魅力というものを伝えて、何とか努力をしているというところで、原因としては先ほど前段で言ったようなところが多いのではないかと。

◎**金岡委員** 土木職、薬剤師については、どのような理由で応募が少ないと考えられていますか。

◎**笹岡人事課長** 土木職につきましては、もともと技術者が不足している状況で民間の建設会社とか、ゼネコンとか、土木関係の会社のほうに流れているという状況にありまして、全体の学生数が少子化の流れで減ってきている中で、好景気と求人倍率も非常に高くなっていることで、どうしても公務のところに来てくれないという状況もございまして、薬剤師に対するニーズというのも、公務職場だけではなくて、薬関係、ドラッグストア一つにとっても、一人は薬剤師を配置しておかなければならないというようなところもありますので、そういったところの勤務条件等の差というのもあるのではないかと考えております。

◎**金岡委員** 今後とも、そのような問題点を是正して優秀な人員を確保するようにしてください。

◎**塚地委員** 獣医師については奨学金制度を取り入れて努力もされてきていたと思うんで

すけれど、その効果は余り出ていないということですか。

◎**笹岡人事課長** 奨学金制度につきましては、大学在学中に支給するものと高校生の段階で対応するものと二つありまして、平成29年度は対象者がいなかったということで、実は今年度1回目の試験のときに9名募集する中で6名合格をしております、その中には奨学金を受けている方がいらっしゃいました。今年度はしっかりある程度確保できるというふうに思っております。

◎**塚地委員** そういう意味では、獣医師以外に不足している職種に、今後どのような努力をされるのか。どんな形でしょうか。

◎**笹岡人事課長** 土木職にしましたら、県内であれば各高校のほうに土木のほうが行って働く魅力ということをPRしているところがございます。獣医師はもちろん奨学金もございますし、県外の獣医学部、養成の大学をかなり小まめに回っているところがございます。薬剤師につきましては、県庁に来てくださいという形でのPRが、そもそも県内の業界での薬剤師の確保がかなり厳しい状況ですので、県としては県庁にという形だけでなく、県に帰ってきて働きませんかという形でかなり大学のほうに入り込んで、セミナーをやったり、また、薬学部を志望しましょうということで、小中学校の段階で、会場に小中学生招いて、薬に関する業務の説明をする中で薬剤師に対する魅力という形でPRしているところがございます。

◎**塚地委員** 奨学金制度を構えているところと構えていないところで、本当に県が必要と考えれば、そういう奨学金制度も設けるわけなので、特に薬剤師というのは結構資格取得にお金がかかるんですね。何かちょっとそのあたりのことも検討していかないといけないのではと思うので、足らないままでいい話ではないわけなので、抜本的に考えていただきたいと思うんですけれど、そのような検討まではいってないですか。

◎**笹岡人事課長** 現状で言いますと、今年度も1回目をやりまして、合格者は定員に至っていない状況でございます。2回目やってもちょっと応募がなかったという状況でございます。健康政策部とともに危機感を共有しております。御指摘もいただいているところがございますので、今の全般的なやり方以外でどういったやり方ができるのか、県内の業界との関係も気にされているようですので、高知県で働くということに加えて県庁の職員、薬剤師をどう確保していくのか、今答えを持ち合わせていないんですけれども、話をしていきたいと。

◎**塚地委員** 民間との関係もあるということですか。公務労働はある意味、県民の生活と安全で基本ラインのことで、定数も定められているわけなので、民間に対するお気遣いというものもあるかもしれないけれども、やっぱりそこを優先的に確保することは民間の方にも御理解をいただいて、対応していかないといけないのではないかなと思うんです。民間は民間で努力、健康政策部のほうも努力はしないといけないと思うんですけれど、そ



この定員をきちんと確保するということが県の行政の基本という押さえ方で対応する必要があるのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

それで、もう一点なんですけれど、このほど問題になった障害者雇用について、平成29年度も結果的には雇用率の達成ができていなかったという数字が明らかになりましたので、これからの対応を急いでいただくということなんですけれど、障害者雇用を促進するに当たって、職場環境をどう整えるかというところがすごくこれから御本人にとっても職場の皆さんにとっても重要なことになるんだと思うんですけれど、そういう点での努力方向みたいなことをどう考えているのか。

◎**笹岡人事課長** 御指摘のとおり、雇用するというだけでなく、受け入れ側について、周りの職員も含めてどう対応していくかということが、継続して障害者の方に働いていただく意味からも必要なことだと思っております。先進県はどのようにしているかということも、これから一定お聞きしていきたいと思っておりますし、また、職員への意識啓発という点では、これまでやっていたのが主に仕組みはこうですよということで時間が終わっていたようなところもありましたので、もう少し法律の制度ということだけではなくて、一緒に働いていく上でどういうふうに職員の意識も啓発していけるのかということも担当課と話をしております、今後そういった点で、研修の中でこれまでと違った形でしていきたいと思っております。

◎**塚地委員** 行政管理課とも関係するかもしれないんですけれど、職場の雰囲気、一人一人の職員を大事にした風通しの良い職場づくりというところがないと、障害者雇用が進んだとしてもそれが定着して前向いて行って職場にいい効果になるということにつながっていかないと思うんです。一定、余裕というものがないと、風通しの良い職場にはならないので。本当に職場環境を整えるという点を人員配置も含めて御検討いただきたいと思えます。

昨日総務省へ行って、障害者雇用のことでジョブコーチの取り扱いについてお伺いもしてきて、正職員の方へのジョブコーチの配置についてもいろいろ検討しようかなというお話も伺ってきたので、ぜひ積極的な情報収集もしていただいて、頑張って進めていただきたいと思います。

◎**浜田（豪）委員** 措置計画の中の、昨年度は時間外勤務が多い所属に対し所属全体の業務過多への対応を理由とした年度途中での増員対応を実施したところですよというのは、具体的にどこなのか。

◎**笹岡人事課長** 財政課と観光政策課で、暮れぐらいに増員対応しました。

◎**浜田（豪）委員** その結果は、うまくいったんでしょうか。

◎**笹岡人事課長** 11月に増員したんですけども、上乘せした担当は部局を持たずに起債とか交付税とか、国との書類のやりとりを専属でやらすことで、各担当が持っている部局以

外の部分を集中的にやってもらって、かなり負担は和らいだという話は聞いております。具体的な時間数は、手元に資料がないです。

◎平井行政管理課長 先ほど人事課長から説明ありましたとおり、業務の形はそういったやり方をしております。一定我々の認識としたら、人員もふえておりますので効果はあっているという受けとめをしておるところでございます。

◎浜田（豪）委員 大事なことだと思いますので、ぜひやっていただきたい。

◎池脇委員 職員採用の件ですけれども、薬剤師と土木職の奨学金制度はないんですね。

◎笹岡人事課長 今のところないです。

◎池脇委員 獣医師はあるんですね。

◎笹岡人事課長 あります。

◎池脇委員 加計学園ができたので、ことし、県内出身者でその獣医学科に入った学生は掌握されていますか。

◎笹岡人事課長 申しわけございません。今、手元に資料はありません。

◎池脇委員 何人入っているかもわかってないということですか。

◎笹岡人事課長 岡山理科大学の獣医学部に県の奨学金を使って入っている学生がいるかということですが、今把握しておりません。

◎池脇委員 これだけ獣医師が確保できない状況で、今おられる獣医師の方々に相当負担がかかっているわけですので、それほど何年ももたないんです。ですから、今もっているうちにしっかり見通しをつけておかなくてはいけない。奨学金制度ができていのであれば、4月の段階で調査しようと思ったらできるわけですし、仮にそれを受けていなくて入学している方がおれば、ぜひ受けていただくようにあっせんをする働きかけがあって当然だと思うんです。そういうことをしなかったら、県内の出身者が大学に入ってもこちらに帰ってきてくれるという保証は非常に少ないということになるじゃないですか。獣医師を確保できないということを深刻に捉えている割には手が十分打てていないというところに本当に危機意識があるのかなというふうに思いますね。看護師は奨学金制度ができていますけれども、薬剤師も県内の薬剤師会のお話聞いていても、激減とまではいきませんが、相当減ってきているんです。減ってきている中で薬剤師を欲しがっているんです。県としても欲しいわけです。薬剤師も6年になって、免許をとるまでお金がかかるんです。そういう意味では薬剤師についても奨学金を制度化してもいいのかなと思うんです。土木職の定員の確保についても厳しい状況にある。土木職も薬剤師も獣医師も県内の大学、育成する機関がないんですよ。そのことを考えると、それなりの手を打たないと高知県に帰ってきてくれない確率が高いわけです。そのことを踏まえて、検討すべき時期に来ているのかなと思いますので、ここは真剣に取り組んでいったほうがいいと思います。部長、いかがですか。

◎君塚総務部長 人材の育成という、あるべきところは検討してまいりたいと思います。

◎上田（周）副委員長 質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

#### 〈職員厚生課〉

◎上田（周）副委員長 次に、職員厚生課について行います。

（執行部の説明）

◎上田（周）副委員長 それでは、質疑を行います。

◎池脇委員 私、議員になって27年前から職員の健康管理の充実をしていただくようになってきたんですけれども、随分体制はよくなってきました。当時は随分アルコール依存症の方が多くて、肝臓障害の方が結構割合的に多かったと思うんですけれども、今は成人病の肥満が多くなってきているのか、そのあたりの職員の健康状態の傾向がどうなっているのか教えていただけますか。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 一般的な傾向と県の職員が大きく違うわけではございませんので、例えば20年30年前の働く職域の人たちの職業病と言われたようなものから言うと、働く職域の年代は生活習慣病のほうに随分シフトしてきているというのは、民間でもそうですし、公務員はもともとそれほど大きな職業病があったわけではございませんが、生活習慣病として、今言われるメタボリックシンドロームなどは大体同じぐらいの割合でというところでは、ふえてきている部分もあるというふうに思っています。ただ特定健診の実施、保健指導の実施というところは、ここ数年力を入れてやってきていますので、大きくどんどんふえてという形にならないように対策はしてきているところです。

◎池脇委員 心身ということになればメンタルも入ると思うんですが、メンタル面での健康チェック、状態が健全でない職員の方はいらっしゃると思うんですが、傾向性としてふえてきているものは何なのか。それに対して、県としてどのような対策をされておられるのか。具体的な事例も挙げていただいたらわかりやすいと思うんです。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 一つはがん対策ということで現職死亡は限りなくゼロにしたいと思っていますので、がん検診の充実をどうするかというのは一つ対策として今取り組みをしています。不幸に現職で亡くなる方もいらっしゃるので、なかなかゼロにはなっていないんですけれども、そのところは検診の受診勧奨だけではなくて、知識情報を健康づくりの教室などできちんと行うことを重点的にやっております。それから時間外の問題がかなり出てきますけれども、遅くまで仕事をして晩御飯を食べるのが遅くなっていうところで、夕食の摂取時間が遅くなると肥満という問題が出てきますので、血圧、血糖値が高くなっているところについては、過重勤務の面談をしますので、ストレスチェックとしてメンタルのチェックをするだけではなく、保健指導というところで重点的にやっています。

◎池脇委員 うつ、ストレス、精神的な部分での傾向性は昔から今までそれほどふえてないんですか、一定の割合でとどまっているんですか。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 1カ月以上の病休という統計でとっていきますと、年ごとにふえたり減ったり多少はありますけれども、全国のデータが右肩上がりの中で高知県庁の数字としては大体横ばいというところで、大きな増加ではない形でできております。

◎池脇委員 県の職員に対する健康管理の対策が功を奏していると理解してよろしいですか。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 専属の産業医もしくは産業保健スタッフがいるというところは、全国を見てもなかなかないのが現状で、中でこのようなスタッフを構えていただいているというところは、相談などアクセスがしやすいところはあると思っていますし、例えばメンタルヘルス不全での病休もゼロにすればいいということではなくて、一定ぐあいが悪くなる方がいらっしゃったときに安心して休むことができるということもすごく大事なことです。休まれる方は一定の割合でいらっしゃるだろうと思いますけれども、長いことずるずる休まないといけないとか、職場復帰がなかなか大変でということが少しでも減ればと思っていますので、そこは中に専属のスタッフがいるメリットだと思っています。

◎池脇委員 効果が出ている、充実した職員健康管理ができていますので、今後さらに充実をしていただくようお願いしたいと思います。

◎上田（周）副委員長 NHKのニュースで過労死白書の件でメンタルヘルス対策の話題をやっていましたが、特に教職員と看護師にそういった分が多いということで、主要施策の成果を見ましても、職場のメンタルヘルス研修会に27名が参加されて実施していますが、そのあたり午前中、広報広聴課のやりとりの中で以前は手書きの作業が多かったが今は電算化して、特に県もそうですが市町村の中で会話不足、対話不足ということで、若い職員は孤独になりがちということでの心配もありますので、ぜひメンタルヘルス対策を特に重要視して取り組んでいただきたいということを要請します。

質疑を終わります。

以上で、職員厚生課を終わります。

#### 〈財政課長〉

◎上田（周）副委員長 財政課について行います。

（執行部の説明）

◎上田（周）副委員長 質疑を行います。

◎大野委員 経常収支で公債費とか人件費が減少したけれども物件費が上昇しているということなんですけれども、これは一過性のものなのか、具体的に何がいったのか。

◎永淵財政課長 個別にどの事業でということではございませんけれども、物件費は上昇

しているという状況でございます。

◎大野委員 何か大きいものがふえてきたということなんですか。

◎永渕財政課長 平成29年度で申し上げますとオーテピア高知図書館でございますとか、高知城歴史博物館といった大型の事業があったということかと思えます。

◎大野委員 スクラップ・アンド・ビルドじゃないですけど、計画的にやっていかないとこのまま物件費がどんどんということになっていくと、なかなか厳しい状況になっていくと思うんですけど、その辺はどのような感じでしょうか。

◎永渕財政課長 スクラップ・アンド・ビルドについて、平成29年度に全庁的に議論させていただいて、具体的には平成20年度から23年度までの4年間に事業を開始したものを全て各部局で確認をいただいて、今の時代に合った形になっているかというところでチェックをさせていただいたり、義務的経費につきましても総務部から提案をさせていただいて、スクラップ・アンド・ビルドを精力的に取り組ませていただいた結果、その前の年、平成27年度で言いますと18億円余りの事業の見直しといったものがおおむね倍増近く、35億円を超える形で見直し額が上がっております。今年度も引き続きそういった視点も大事にして、事務事業の見直しに取り組んでいるところでございまして、絶えず見直しというのは行っていく必要があるかと思っているところでございます。

◎大野委員 臨時財政対策債ですが、これに対する金額も結構のつてきているんですけども、国はどのような方向で思っているのか。

◎君塚総務部長 臨時財政対策債なんですけども、これは地方財政が抱える1番大きな課題の一つと言われております。どうしてもこれがふえていく1番の要因というのは地方の財源不足、平成30年度の地方財政計画でも、まだ6兆円規模で地方全体で財源不足が存在しているところが1番の要因なんです。やはりまずはこの財源不足を縮小していく方向で歳入を伸ばし、歳出を適正化していく。まずは財源不足をなるべく少なくして、臨時財政対策債に依存しない財政運営ができるように持っていくというのが今、国が掲げている1番大きな目標なんです。国とすると、今、景気回復に伴って税収が回復しておりますし、さらにこれから地方消費税の税率引き上げなどもありますので、そういったところを使って、まずは財源不足を小さくしていく。これは地方においても、地方消費税もふえていきますから、これをもって臨時財政対策債に依存する度合いを下げたいというのが国の方向性です。地方公共団体側、各自治体側で何ができるかという点なんですけれども、基本的に臨時財政対策債も交付税の代替みたいなもので、交付税で現金を用意できない分、地方公共団体が地方債を起こして、現金調達してもらうので100%元利償還金は交付税措置されるというふうに説明しておるんですけども、ただそうは言っても、臨時財政対策債も地方が借金として、厳然たる借金として県債残高に乗ってくるので、この管理をちゃんと各自治体がやらないといけないんです。もちろん財政運営のときは臨時財

政対策債を除いたら県債残高はこうだという説明で、一定財政課としては自助努力が効くところはそこまでではあるんですけど、やはり県債残高全体で臨時財政対策債のふえ方がどうかというのはぜひ見ていないといけない。かつ、国全体では減らしていく方向なんですけど、臨時財政対策債も、団体によって発行のバランスといいますか、みんな同じように発行しているわけではないんです。臨時財政対策債を割と多く割り当てられているところ、少ないところなどもあるので、そういうところを注視して、各団体においてもできることなら交付税がたくさん来るように持っていくというのは、常に気をつけないといけないと思っております。ですから、国としては臨時財政対策債を減らす方向にしてくれているのは非常にいい方向なので、それには乗っていくべきであると。ただミクロのほうにおいては、自分たちのところの交付税と臨時財政対策債のバランスがどうなっているのかというのはよくよく見て、施策の方向性とか財政の方向性というのを考えていかないといけないものであるというふうに考えています。

◎大野委員 市町村のレベルでも、この臨時財政対策債に関しては、将来どうなっていくのか物すごい戦々恐々な部分があって、県のほうでこれからも指導をいただかないといけないんですけども、国がどのような考え方なのか物すごい大事な点なので。

それともう一つ、地方公会計システムはどのようなものでしたか。

◎永淵財政課長 平成28年度の決算から公表が義務づけられておりまして、本県におきましても平成29年度末に公表させていただいたところがございます。決算の見える化の一環でございまして、より企業なりそういった会計に近い形で公表すべきだという諮問会議の委員などからの指摘も踏まえて全国的に対応をしているということでございまして、ことしの3月に初めて作成して公表させていただいたところで、今後運営のシステムの保守委託ということで毎年かかってくるという形になります。

◎大野委員 公表するためのシステムの保守管理ということですね。

◎永淵財政課長 おっしゃるとおりです。

◎塚地委員 さきほどの臨時財政対策債との関係もあるんですけど、地方交付税をどう確保していくかということが結構高知県というか地方にとって、自主財源という捉え方でどうふやしていくのかということがすごく大事な観点だと思うんです。この間も基準財政需要額の係数をどうするかとか、いろんな知恵も出していただいて、県としても努力してくださっていると思うんですけど、平成29年度は若干減ってしまったという状況の中で、それを回復し、増額するために、いろんな努力をしてくださっていると思うんですけど、さらに頑張っただきたいという気持ちも含めて、努力方向をお伺いしておきたいと思えます。

◎永淵財政課長 全国知事会などと連携をして一般財源の総額の確保という取り組みも行わせていただいておりますけれども、加えて本県独自でもことしの4月、知事に直接総務

省にも行っていただいて、本県に有利な地方交付税の仕組みになるような御提案もあわせてさせていただいているところでございます。これは引き続き、今後もやり続けていかなければならないと思っております。具体的には介護の低所得者層の人数に応じて割り当てられるという部分がございます、本県の場合その割合が高いものですから、より細分化してより細かく交付税の算定をしてくれというお願いをしております。一方で全国的には地方交付税についてより簡素な基準で見るといいような御意見もありますので、現時点で必ずしも実現するかというところはわからない部分がございますけれども、粘り強く国に対しても提言をしていきたいと思っております。

◎君塚総務部長 今、財政課長が言ったとおり、基本的には交付税制度というのはなるべく客観的で簡素な指標で配るべきという意見があるのと、一方でやはり自治体ごとの財政需要になるべく即したものであるべきという、二つのバランスで成り立っています。高知県の場合一般的な指標でやってしまうと、例えば所得水準が低かったりすると、低所得の方については一定自己負担が低いとか保険料なんか免除されたり、そこを公費で補ったりしているものですから、そういうところで持ち出しみたいな状況になってしまうという実態はなるべく改善してもらおうという提案をしておりますし、もう一つは、交付税の算定に当たっては、人口に着目した指標が物すごく多いです。実際、人口に応じて財政需要は出てくるんですけども、ずっと人口減少が進んできております。そうすると人口だけではない財政需要というのは必ず出てくるわけでありまして、例えば本県であれば河川とか森林とか海岸面積とかそういう自然が多いこともあって、恐らくこれから国土強靱化とか災害対応とかやっていくと、そういうところの維持管理とか維持補修とか、そういうものも出てくるはずなので、今までは見きれていなかった財政需要というのを人口以外の客観的指標で見れないとか、そういったことを内部で今検討して、必要に応じて国に言っていくということを考えております。

◎塚地委員 大変力強いお話を伺ったんですけど、やはり本当に何が大事かということと自主財源として使えるということがとても大事な観点で、そこが施策の誘導になるようなものに肩がわりされないということも、主張の中では結構大事だと思うんです。ぜひそういう観点も含めて、総額確保に御努力いただけたらと思います。

◎上田（周）副委員長 大野委員の質疑の中で、経常収支比率ですよ。部長、課長から財政健全化の判断比率の四つの項目で、表を見ても全国11位と16位で数字的にはよいと思いますが、この間、代表監査委員からもお話があったんですが、毎年経常収支比率と財政力指数の説明書きがあって示されていますが、財政の健全化を見る一番のポイントが私は経常収支比率と思っています。この、収支比率と財政力を見ても、財政力、3割自治と言いますが、結構上がっていますよね。平成27年度から3.5ポイント、結構な数字だと思います。財政力が若干でも強くなっているのに経常収支が97.3%と、100%に近づく

と相当な数字だと思えます。そのあたり、相関関係を分析して、この比率を少しでも下げて、まちづくりの予算への投資がふえるように頑張ってください。

それでは、質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

#### 〈税務課〉

◎上田（周）副委員長 次に、税務課について行います。

（執行部の説明）

◎上田（周）副委員長 質疑を行います。

◎土居委員 平成28年度から未収金対策を強化して、職員では対応困難な案件については外部委託をしているということで、ここに金額が出ているんですけど、債権回収委託の各弁護士への委託金額はどのように算定されているのでしょうか。

◎川崎税務課長 まず着手金としまして1万2,500円、郵送費などは実費相当を負担することとしまして、回収された金額の30%を交付するという形で対応しております。

◎土居委員 今後も拡充していくということですが、一方で県としても組織として職員の債権回収能力の向上にも力を入れているということですので、これは最終的に外部委託を減らして職員が対応できる案件をふやしていくという方針と考えてもいいのでしょうか。

◎川崎税務課長 時効が経過をしたような回収が難しいものに限って委託をしております。それらについてはなかなか現状においては県職員では難しいという判断に至っております。ただ、発生して直後の状態であれば、当然対応は可能ですので、そういったところにきちんと対応できるように、今力を入れてしておるところであります。

◎塚地委員 今お話があったように、滞納にさせない対応がすごく大事で、県の職員が丁寧に分納の相談にもものってくださいしているというのは私どものところも情報をいただいているありがたく思っております。その上で、さらに暮らしの再建とどうリンクさせていくかというのが、債権回収の一つの観点でないといけないと思っております。お金を集めると同時にどう生活再建にもつなげていくかという視点で教育もさらに進めていただきたいと思っております。そこらあたりの努力の方向というのは、どんなものでしょうか。

◎川崎税務課長 どうしても長期にわたる返済をお願いする以上は生活基盤がしっかりしていないとなかなか長続きしないということは当然あるかと思っておりますので、その点について、困った状況の方がいらっしゃればそういった相談窓口を紹介するなど、取り組みを進めていきたいと考えております。

◎塚地委員 市町村はより生活に身近な形なので、市町村でそこが具体的に進んでいくと、県で役割を果たさないといけないということが少なくなるかもしれませんが、母子



の関係などもありますので、そのあたりの視点をぜひ重視して今後でも取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

◎浜田（英）委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

#### 〈市町村振興課〉

◎浜田（英）委員長 次に、市町村振興課について行います。

（執行部の説明）

◎浜田（英）委員長 質疑を行います。

◎大野委員 自治福祉振興資金貸付金、1億8,000万円、2市というふうに説明があったんですけども、これはどのような事業なんですか。

◎神田市町村振興課長 2市というのが高知市と須崎市でございます。事業内容としましては、建設事業の負担金とかそういったところの事業に充てられているものと思いますので、ちょっと今確認をしていますが。

◎大野委員 この事業の償還はどのような感じなんですか。

◎神田市町村振興課長 償還については内容にもよるわけですが、基本的には10年以内または15年以内という償還期間を設定しておりまして、元利均等の方法によって償還していただいているというものでございます。

◎塚地委員 明るい選挙推進事業費のところなんですけれど、投票率が一貫して下がってきているということは私たち議員も随分努力しないといけないことはあると思っておりますけれど、一つは投票所の箇所数が結構集約されてきていて、高齢者の皆さんにとってはちょっと遠くなって、なかなか投票に行けないという声も結構聞いているんです。ただ市町村によると、投票所での人件費など結構負担が多くて、増加する方向ではなくて縮小する方向と言われているところもあるんですけども、全体として高知県内の投票所の状況はわかりますか。

◎神田市町村振興課長 データはとっていると思いますので確認をしてお配りをさせていただきますと思います。投票所に関してはやはり人口が減っていると当然ある程度集約ということも考えていかなければいけないというところではありますが、投票率にも影響があるものと理解しています。ここから先は市町村によって取り組みは異なってきたりするわけですが、例えば移動式の投票車というか、そういったものを検討されている団体もあります。また当日の投票所に限らず期日前投票所についても、市町村で1カ所とか2カ所とかだったりすることもあるわけですが、これをもう少し開設をしたほうが投票率の向上につながるのではないかといいところもありますが、委員御指摘のとおり、コストの問題もありまして、市町村にもなるべくふやしていただきたいとお願いはしておるんですけども、実際問題として二の足を踏むような団体があるということもございまして、

この辺は引き続き市町村に働きかけを進めていきたいというふうに思っております。

◎塚地委員 今お話にもあった移動式の投票所がある意味全国でも画期的な取り組みというか、それは拡大できる方向なのかどうなのか、そこらあたりはどうなんですか。

◎神田市町村振興課長 全国でも余り例がないものですから、まだ、県内でも検討をしている段階という状況ではあるんですけども、ちょっと大き目の車になるわけですけども、車の中に投票箱を置いてという形で投票が行われるものでございまして、十分なスペースがないような地域でも、その車をそこに置ければ投票が可能となるものでございます。ただ、投票の秘密の確保とか、当然投票に当たってある程度のスペースも必要になってくる中で、また中山間地域を念頭に置くと余り大きな車が行けないということもございまして、ちょっと細かいところは検討しているというところがございまして、なかなか県内いろんなところで同じようにやって本当に効果あるかというところは、もう少し深い検討が必要かなと思っております。

◎塚地委員 投票は最低限の権利行使なので、それをいかに保障するかというところでの考え方は大事だと思うんです。検証を重ねていただいて、よろしく願いいたします。

◎大野委員 関連で。よく投票所に投票立会人という方がおられます。例えば30人ぐらいのところでも2人とか立会人を雇って事務補助員とか事務員とは別に、立会人は必ずおります。そういったところはあるのかなと。30年近く投票所で事務をしてきてましたけれども、そういう事情もあるという、なかなか財政的などころもあるし、小さい集会所で立会人がおられて事務員がおられて、そこに5、6人いるわけです。そこで投票するということになる、投票する人が圧力的な感じも受けたりするという状況もあったり、立会人の制度がいつまでも続くのかなと、今まで選挙事務やってきた中での感想です。

◎神田市町村振興課長 選挙執行の適切性を確保するために、ある程度立会人の方は必要になってくるという面はあるのかなと思います。なかなか法律で決まっている話ですので、県が地域の実情に応じて自由にとか、そういったこともちょっと難しいんですけども、そうしてしまうと投票所を統合したほうがという議論にもなってしまいうんですが、そこは投票に行かれる方の利便性の確保とコストのバランスの中で、適切などころでやっていただくということで、その辺はある程度市町村の判断になってくる部分もあるんですけども、バランスをとれるように相談があった場合には我々としても助言をさせていただくという形で対応していきたいと思えます。

◎大野委員 先ほどの移動投票所なども含め、過疎地などでは制度の曲がり角にきているのではないかなというのは感想なんですけれど、今後、実態をしっかりと見ていただいております。お願いしたいと思えます。

◎明神委員 若年層の投票率の向上に向けて、出前授業とか若者と議員の座談会等をやっておりますけども、平成28年度と29年度で若年の投票率を比較したものはありますか。

◎**神田市町村振興課長** 平成29年度の衆議院議員総選挙において18歳、19歳の投票率は高知県が34.3%となっておりまして、全国が40.49%という状況になっています。直近の選挙の若者の投票率ということで、県内の一部の団体の抽出にはなっているんですけども、平成28年度の参議院議員通常選挙の比較で申しますと、男女合わせて20代前半が22.49%で後半が26.47%という数字になっていて、平成29年度の衆議院議員総選挙が同じ世代で申しますと、20代前半が24.88%、後半が27.62%となっておりますので、若干上がっているというところがございます。

◎**池脇委員** 来年の統一地方選挙から法定ビラが配布できるようになるわけですけども、県議会議員選挙は費用が出ると。各市町村で違いは出てくると思うけれども、費用が出なければ個人持ちになるので、そのあたりは公的なものができるということはいいことだと思うんですけども、費用の出る出ないで、選挙に格差が出るかなと思うんです。そのあたりはどのようにお考えですか。

◎**神田市町村振興課長** 来年の統一地方選挙の時から、県議会議員選挙と市議会議員選挙に関しては、当該団体が条例で定めることにより、ビラの配布に要する経費は公費で負担をするということが可能となっております、県におきましては先般、条例も提出をさせていただきまして、公費で負担をするという形をさせていただいたところです。その考え方として、県としましては、資金力によって選挙の優劣が生じないように、公費で経費を負担するということが可能なものについては、基本的に前向きに検討していくというスタンスでこれまでも検討してきておりましたし、実際今回もそういう形で、条例を制定させていただいたというところがございます。市については最後は市の判断ということになるかとは思いますが、県としてはそういう考え方でやっておるというところがございます。

◎**池脇委員** その分の予算はどれぐらいを見積もられているんですか。

◎**神田市町村振興課長** 次回の県議会議員選挙の予算は780万円になります。

◎**池脇委員** 法定ビラの活用は制限をされていると思うんです。選挙違反にかかわるような活用というのは、どういうものがありますか。

◎**神田市町村振興課長** 基本的には証紙を張っていただくということが必要になりますので、これを張っていないビラを配布をした場合は違法となってきます。また枚数の上限もございまして、県議会議員選挙の場合はビラ1万6,000枚ということで証紙もこれを上限にしか交付されないということになります。また頒布の方法でございまして、政令である程度列挙されてるんですけども限定されておまして、新聞折り込みによる頒布や事務所における頒布、それから個人演説会の会場とか街頭演説の場所における頒布といったところで、これ以外の形で例えば個別のお宅に自分でポスティングをするとか、そういったことになると、これもいけないということになってまいります。

◎**浜田（英）委員長** 質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

ここで、3時25分まで休憩をいたします。

(休憩 15時6分～15時25分)

◎浜田(英)委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

御報告いたします。池脇委員からこの後の委員会を欠席したい旨の届け出がっておりますので、よろしく願いいたします。

#### 〈情報政策課〉

◎浜田(英)委員長 次に、情報政策課について行います。

(執行部の説明)

◎浜田(英)委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金の太田村について、戸数あるいは今、利用されている人数等がわかりましたら教えてください。

◎山下情報政策課長 昨年度、太田村で15世帯の集合住宅を整備しているところでございます。あと、利用者数なんですけど、太田村の中で昨年度、国の事業で19世帯整備するとともに、平成27年度から平成29年度にかけて2地区39世帯の整備を行っているところでございます。具体的な契約の戸数までつかんでおりませんので御了承いただければと思います。

◎金岡委員 もう一点、随意契約の関係ですが、一般競争入札ということでお話しいただきましたが、なかなかなじみにくいというふうに思うんです。一般競争入札にするというところと随意契約にするというところの境目は、どのようなところなんでしょうか。

◎山下情報政策課長 仕様につきまして、県で発注する際に全て決めてかかることができるのであれば一般競争入札や指名競争入札で発注することが可能かと思われまして。ただ、新たな技術であったり、事業者からの提案をいただきたい場合はプロポーザルを活用して随意契約をするということが多々ございます。例えば庁内クラウドなんかも、我々としてはこういった容量のものが欲しいんだけど、新たな技術も考慮しながら提案していただくといったことで随意契約という形で、新たなシステムを調達することもございます。それから運用方法などが仕様でまとまっていれば、一般競争入札とか指名競争入札という形で発注できるかと思いますが、例えばパッケージでシステムを調達している場合、メーカーの著作権、ライセンスの問題がありまして、どうしてもやむを得ず単独随意契約にならざるを得ないといったこともございます。

◎金岡委員 いろいろあると思うんですが、財政課の資料の中で改修費用は随意契約でやられておいて、システム保守は一般競争入札でやられているというようなことがありまし

たので、これは逆みたいな気もするんですが、どのようなさび分けをされておるのか。情報政策費の中の高知電子計算センター株式会社の分と、NECネットエスアイ株式会社四国支店の分は一般競争入札になっておるといことですよ。そこの違いというのがどういことか余りよくわからないので。

◎永淵財政課長 財政課でございます。御指摘の地方公会計システムの関係ですけれども、こちらは高知電子計算センター株式会社がライセンスを持っているという性質のものではございませんで、総務省のほうでシステムを作成して全国に配布をしたというものでありますので、一般競争入札でやらせていただいたものでございます。

◎塚地委員 関連で。この間、一貫して契約をどういうふうにやっていくかということが議論にはなってきたと思うんですけれども、先ほど御報告の中で、調達アドバイザー制度というのは、どのようなときにアドバイスを受けるシステムですか。

◎山下情報政策課長 調達支援アドバイザーは調達に関して、現在高知工科大学の先生にいろんな御助言をいただくということで、導入している制度でございます。庁内各課に情報政策課の職員が調達に当たって予算見積もりとか、実際の導入に当たって助言をすることもできるんですが、より専門的な立場から、大規模なシステムを調達する際に各課の希望を募りまして、何度か、予算の時期であったり発注の時期に直接高知工科大学の先生にシステムの概要を説明して、指導、助言をいただく制度としております。

◎塚地委員 その方だけ一人に委託されているですか。

◎山下情報政策課長 現在は、調達支援アドバイザーは一人の先生にお願いしております。その方が庁内のさまざまなシステムの関係の審査員などを務められておまして、庁内のネットワークに非常に精通しておりますので、より具体的なアドバイスができるという判断でお願いしているところでございます。

◎塚地委員 客観性をどう担保するかというところが一番大事なポイントだと思いますので、専門家の方をお願いするという方がいいことだと思うんですけれども、やはり1カ所に集中するとなったときに、それもどうなのかなというところがあって、アドバイザーが一人でいいのかと、気になったところだったんですけれども、複数にするというような、そういう専門性を持った方は余りいないということですか。

◎山下情報政策課長 この制度を導入したときに、何人をお願いしようかと悩んだ時期もあったのですが、一番精通されている方ということで、お一人にお願いしております。それから、我々も、情報政策課は何度目かの職員もおまして、一定の知識を持って助言とか指導に当たりましては、議論をさせていただきながらやらせていただいて公平な調達ができるような、担保できるようなことについては注意しながら取り組んでいるところでございます。来年度以降も一人に絶対しなければいけないということではございませんので、改めて検討をしていきたいと思っております。

◎**浜田（英）委員長** 県のサーバーのバックアップシステムは県外へ2カ所ぐらいに分散していましたが、今は複数のクラウド上で全部クリアできて、そのようなことはもうやめているんですか。

◎**山下情報政策課長** 現在も庁内クラウドという形で正規のクラウドサーバーを県外1カ所におきまして、また別の県なんですけどバックアップを置くように、二つの県に置くような形で分散して保管をしております。

◎**浜田（英）委員長** 何県と何県に置いているんですか。委託料も払っているんですか。

◎**山下情報政策課長** 香川県と愛媛県に置いております。委託料の中でシステムのメンテナンス、機械代なども含めてお支払いをしているところでございます。ただ、説明の中でも申し上げましたが、クラウドに集約することによってハードウェアの関連経費が大幅に下がっているというふうに理解しているところでございます。

◎**浜田（英）委員長** 南海トラフ地震のとき四国がやられたとき大丈夫ですか。BCPを考えると遠いほうがいいのでは。

◎**山下情報政策課長** その部分に関していろいろな御意見はあろうかと思えます。四国を離れることによって、どうしても橋を通らなければいけないといった課題もありますので、現状クラウドサーバーを置いてあるところは、西日本の中でもかなり一般の企業も集約して置いているようなデータセンターと理解しておりますので、対災害性という部分では、すぐれたデータセンターだと考えております。

◎**大野委員** 税と社会保障のシステムですけれども、今は、基本的に国税が対象ですよ。将来、例えば県の福祉医療などに使えるようにならないかなと思っているんですけれども。マイナンバーを利用した分ですけれども。

◎**神田市町村振興課長** 市町村振興課でございます。マイナンバーのシステムに関してですけれども、基本的に4情報管理をして、マイナンバーとひもづけているいろんな税の情報などを引っ張ってこれるというシステムになってございます。これについては、一定の例示がされておるんですけれども、国の個人情報保護委員会に対して協議を行うことによって、独自の事務であっても、使う余地というのは一応可能でございます。ただ例示されているもの以外は、なかなか通らないという話も伺っております。完全に自由という形ではないのかもしれないんですけれども、法定で定められた事務は使えますよと、ほかに条例で定めることが一応可能ですので、現に条例で一部定めているものもございまして、可能性としてはあるのかなというふうには理解しております。

◎**大野委員** 福祉医療なんかも、市町村としては何か使えるとありがたいなという声もあったりするので、要請ですけれども、研究もしていただいて、お願いしたいと思えます。

◎**神田市町村振興課長** 今申し上げたのは情報連携といいます提出書類の省略などを行うために、ひもづけをするための使い方ですけれども、そのほかにマイナンバーカードを使

っているような福祉施策に活用するというような取り組みをされている市町村も実際のところございます。南国市でいろいろな健康関係の情報とかをマイナンバーカードに集約をするというような形で、市の単独のサービスに活用するといったことで使われている例もあるかと思えます。そういうのはむしろ県としても、住民の方からいろいろな御意見のある分野でございますので、当然そういったことの理解が得られるということが前提にはなりませんけれども、そういった中で各市町村の判断で使いたいということであれば、積極的に使っていただいて構わないということで周知を図っているところでございます。

◎大野委員 今、余り広がりがないのはちょっともったいないなど実感するところもあるんですけど、ぜひ、県の福祉医療などでも利用できるように考えていただけたらありがたいです。

◎浜田（英）委員長 質疑を終わります。

以上で、情報政策課を終わります。

#### 〈統計分析課〉

◎浜田（英）委員長 次に、統計分析課について行います。

（執行部の説明）

◎浜田（英）委員長 質疑を行います。

◎上田（周）副委員長 不用額の中で、商業動態統計調査は廃業が多かったという説明でしたが、後でも構いませんが分析ができれば資料をいただきたいと思えます。

◎山下統計分析課長 後ほど詳細な資料を提供させていただきます。

◎上田（周）副委員長 工業統計補完調査は基本的に従業員4人以上かなと理解しています。従業員3人以下も大変大事な部分だと思えますが、以前からあったかどうかということと、あっておれば推移の状況など、資料としていただきたい。

◎浜田（英）委員長 質疑を終わります。

以上で、統計分析課を終わります。

#### 〈管財課〉

◎浜田（英）委員長 次に、管財課について行います。

（執行部の説明）

◎浜田（英）委員長 質疑を行います。

◎土居委員 庁舎管理についてお聞きします。清掃にしてもエレベーターの保守点検にしても、契約期間が年度をまたいだ契約になっているんですけど。これはどういう理由なんですか。すっきり年度始めでいけないものなんでしょうか。

◎尾崎管財課長 3月の終わりに議決をいただいて、それから発注するということになりましてとぎりぎりになって十分な準備ができないということもございまして、以前、関係団体から御要望もあって検討した結果、十分な準備ができる7月から清掃警備等は1年間、

あるいは3年間という形で始めたものでございます。エレベーターにつきましては、1年契約で、4月からしております。

◎土居委員 エレベーターも7月から6月になっているんですが。

◎尾崎管財課長 失礼いたしました。エレベーターにつきましても事務事業の分散ということで、7月から6月末までにしております。

◎土居委員 一定業界の事情も踏まえた契約期間ということだと思うんですけど、年度をまたいでいるということで、エレベーターの保守点検委託業務については当然二つに分かれた報告になっていますが、例えば、本庁舎のエレベーター2基は三菱電機ビルテクノサービス株式会社四国支社がとっております。それと西庁舎のエレベーター2基、これらがなぜ随意契約になるのか。その理由は、何でしょうか。

◎尾崎管財課長 これにつきましては、特別保守契約という形をとっております。24時間監視をしていて、ふぐあいが生じたときにすぐに対応できる形になっております。そのようなことで随意契約ということになっております。

◎土居委員 それに対応できるのは、ここしかなかったという理解でいいでしょうか。

◎尾崎管財課長 そうなっております。

◎土居委員 ちなみに北庁舎は地元企業がずっと受注しているんですけど、このさび分けはどのような理由なんでしょうか。

◎尾崎管財課長 そのような委託をしているのは北庁舎と議会棟でして、これにつきましては、金額が小さいものですから、競争見積もりでより安い業者に発注しているという状況でございます。こちらは24時間監視の形ではございません。

◎土居委員 西庁舎、本庁舎に比べて必要性がないという、24時間特別保守を契約する必要がないという県の判断ということでしょうか。

◎尾崎管財課長 北庁舎と議会棟のエレベーターについては、遠隔監視という機能が入っておりません。それ以外は遠隔監視が入っている形になっております。

◎土居委員 もう一点、空調設備の保守ですけど、7ページを見ましたら本庁舎西庁舎北庁舎という三つの契約が指名競争入札でされております。これは委託金額と当初予算から推測したら、落札額はかなり幅があるんじゃないかと思うんですけど、例えば、本庁舎は予算額に比べて委託額が約80%、西庁舎が73%、北庁舎は48%ぐらいになるんですけども、普通60%を割りましたら低入札と言われますけど、これら三つの入札の方法、条件的なものは同じなんでしょうか。

◎尾崎管財課長 北庁舎につきましては、平成28年度に空調機器が更新されたことがございます。本庁舎西庁舎は特に変わっておりませんが、北庁舎だけ機器の更新があったために、このようになったということでございます。

◎土居委員 機器更新とかじゃなくて、平成29年度の決算なんですけど、自分が問いたい



のは、予算額と委託額からの推測でしかないんですけど、かなり低入札になっていますので、例えばこの北庁舎の入札について最低制限価格というものが設定されていないんじゃないかと推測したんですけど、どのような契約になっているんでしょうか。本庁舎が80%、西庁舎が73%で一般的な落札額ではないかと思うんですけど、北庁舎だけちょっと低いんですが。

◎尾崎管財課長 北庁舎に関しましては、平成29年度は100万円超で見ておったんですけども、最低制限価格は組んでおらず、入札をしますとこのような価格になったわけがございます。

◎土居委員 最低制限価格がないということですけど、このような空調設備は全部県は最低制限価格を設定せずに入札をしているんでしょうか。これからの品確法とかいろんな全国的な契約制度の改革の中で、一定最低制限価格を決めていくという方向に、県もかじを切るべきじゃないかと考えているんですけど、その点は管財課としてどう考えているのか。

◎尾崎管財課長 今、最低制限価格は設定しておりません。今後、必要性を十分勘案しないといけないと思います。清掃委託とか警備委託は人件費を圧迫するとか懸念される要因があるわけがございます。ですから、最低制限価格を設けるといことはそれなりの理由がなければと考えておりますので、必要性を考えた上で導入を検討するということになるかと思っております。

◎土居委員 最低制限価格も導入していく理由は十分あるのではないかと考えておられて、ぜひその辺も検討をお願いしたいと思います。

◎尾崎管財課長 空調委託に関しましては、技術的な範疇が多く、見積額をもとに積算をしているために、最低制限価格の線引きが少し困難という事情もございます。

◎土居委員 全国的にどうなのか調べていないんですけど、ほかの自治体で最低制限価格を設定しているケースもあるのではないかと思います。その辺も含めて、県として検討いただければと思います。

◎塚地委員 監査委員の指摘の関係なんですけれど、遊休財産の一元管理ということで、先ほどの説明の中で、それぞれ原課が持っている分についても遊休財産の処分に一定役割を管財課が果たしていただくということだと思っておりますけれど、それはそれとしてやっていただいてもいいと思いますが、有効活用という考え方ですよね。有効活用の具体的な事例として出てきているのが、南海トラフ地震にかかわる応急機能で備えておきますということで、考え方としてすごくいいと思うんですけど、それはある意味南海トラフ地震が来た段階で役に立つ。それまでの管理の責任をどこがどのような予算でそのときまで備えるかというあたりの整理はどうなるんですか。管財課じゃなくて原課が持っているものは原課が維持管理費を持つという考え方になるんですか。

◎尾崎管財課長 原課で現在、管理をしていただいております。草刈りとか必要な予算を

計上している課もあろうかと思えます。私どものほうへは貸し付ける際に合議が回ってきますので、情報が入ります。その際に、貸しているのかいけないのか、どういうルールなのかということも説明しつつ、処分のときも話が入りますので、その際に、こういう観点も持った上で、助言をしてみたいというふうに考えております。管理については各課になります。

◎塚地委員 原課がどこかに貸し付ける場合、管財課のほうはアドバイスなんですか。

◎尾崎管財課長 貸し付けをする起案の合議が回ってきます。それがないと、貸し付けることができないという形になっております。

◎塚地委員 原課が単独判断で貸しつけるということは基本的にはないということですか。

◎尾崎管財課長 できません。

◎塚地委員 それぞれの原課のところと言わないといけないかもしれませんが、この南海トラフ地震も想定するとなった場合、ここまで具体的に書いているということは、一定具体的事案が既にあるということですか。

◎尾崎管財課長 土地の売却の際に条件がそろわないということもございしますが、そういうことも含めて、南海トラフ地震のときの余裕地で置いておこうということも加味して判断した事例もございします。

◎塚地委員 原課が残すとしても長期的判断で県有財産を使わずに、南海トラフ地震用に置くということになると、それは結構予算措置が要ると思うんです。原課の予算措置になるのかもしれないんですけど、そこは総務部全体というか、財政課に言わないといけないのかもしれませんが、長期に置くということになったときに維持管理費はばかにならない状態もあるので、その辺は県有財産をどのようにきちんと保全していくかというところは、維持管理費として原課が持つのはなかなか大変なのではないかなと思って、そこは管財課とのやりとりができないものかなと思ったりはしていますが、そのようなことにはならないわけですか。

◎尾崎管財課長 財産は最適利用というものがございしますので、南海トラフ地震のためだけにずっと置いておくということでもないかと思えます。南海トラフ地震というのは一つの観点であって、条件がそろわないものは南海トラフ地震の観点もあるから置いておこうということもございします。最適利用という観点から、できるものは売却をしたり、あるいは何らかの貸し付けを行ったりして、県有財産ですので、県民のために有効に活用しなければならないということがございします。南海トラフ地震の観点も含めてということで、南海トラフ地震のためだけにずっと置いておくのではなくて……。

◎塚地委員 それは当然わかっていて、でも、今の判断の中では南海トラフ地震に置いておこうという考え方もあるというふうにおっしゃって、そのようにさび分けたものを誰がどう責任をもって管理するのかということを確認しておいたほうがいいんじゃないです

かということをお願いしたわけですので、庁内で調整していただけたらと思います。

◎**金岡委員** 決算説明資料の事務費の説明をお願いします。財産管理費の中の事務費302万4,000円の予算で決算が33万3,720円、不用額276万280円。

◎**尾崎管財課長** 不動産鑑定手数料の予算が30万円で未執行、ゼロになります。県有財産売り払い広告料の予算が66万8,000円で33万3,720円の決算でございます。それともう一点、遊休財産媒介手数料、これは随時売却と言いまして、入札で売れなかった物件を不動産業者に媒介を依頼しているものですが、予算が212万6,000円で決算額がゼロということです。大きな原因は不動産媒介手数料でございます。

◎**金岡委員** 売れなかったから費用が要らなかったということですね。次の清掃等委託料は決算額8,200万円余りということですが、清掃業務等となっていますけれど、清掃業務以外の部分はどういうものが入るんですか。

◎**尾崎管財課長** 本庁舎西庁舎北庁舎の清掃はもとより、永国寺庁舎の警備委託、本庁舎等の駐車場整理委託、西庁舎の設備保守委託、一般廃棄物の処理委託、蛍光管及び乾電池の処分委託、エレベーター保守管理委託、本庁舎西庁舎北庁舎の空調設備保守管理委託、ネズミ駆除管理委託、庭木の剪定委託、除草委託、枝の伐採委託、雑排水槽、グリストラップ等の清掃委託、汚水槽の清掃委託、自家発電設備の保守委託、トイレ消臭剤等の保守点検委託、消防設備の点検委託、そのようなものでございます。

◎**金岡委員** そういうことなのでしょうけれども、なかなかわかりにくいですね。例えば先ほど言われました永国寺ビルの警備業務などが、下にも本庁舎など書いていますけれど、警備委託料があつて、そこら辺を整理してもらわないと。あるいはエレベーターが入っているとか、何かいろいろごちゃまぜに入っているの、そこは近いほうに分けていただいたほうがわかりやすいんじゃないでしょうか。

◎**尾崎管財課長** 御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

◎**浜田（英）委員長** 質疑を終わります。

以上で、管財課を終わります。

これで、総務部を終わりますが、君塚部長より補足説明がございます。

◎**君塚総務部長** まず、委員長からお尋ねがありました広報広聴課の件で増設した電源の数、先ほどの市町村振興課での投票所の状況につきまして準備ができましたので、それぞれ説明をさせていただきます。

◎**信吉広報広聴課長** 県政記者室の非常用コンセントの設置工事に係るコンセントの口数の報告をさせていただきます。県政記者クラブ14社ありまして、各一口として計14口の非常用コンセント設備設置工事に係る費用として全額の23万4,360円をクラブから負担金としていただいております。

◎**神田市町村振興課長** お尋ねのありました投票所の数の推移につきまして、資料をお配

りをさせていただきます。平成21年の衆議院議員総選挙から今年の衆議院議員総選挙までの衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、高知県知事選挙の際の投票所の数の表でございます。1番下が合計になります。平成21年の衆議院議員総選挙のときで938カ所が、今年の衆議院議員総選挙のときは923カ所となっておりますので、若干減少はしていると。ただ市町村ごとに見ていただきますと、状況もさまざまございまして、例えば3カ所以上減っている市町村が土佐清水市、仁淀川町、越知町とある一方で、多くの団体は横ばい、それからふえているところとしましても、高知市、いの町、黒潮町という状況でございます。先ほど御説明させていただいたとおり、その辺は投票所ごとの有権者数であるとか住民の方の投票に対する利便性などを考慮しまして、各市町村で場所について御判断いただいているという状況でございます。

◎浜田（英）委員長 これで、総務部を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は10月31日水曜日に開催し、教育委員会の決算審査を行います。開会時刻は午前10時といたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

（16時46分閉会）